

国立市児童館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 矢川児童館を令和5年4月1日からくにたち未来共創拠点矢川プラス内へ移設することに伴い、休館日及び利用時間について変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童館条例の一部を改正する条例案

国立市児童館条例（昭和46年3月国立市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「児童館」を「中央児童館及び西児童館」に改め、同条ただし書を削り、同条第2号中「定める日」を「規定する休日」に改め、同条に次の2項を加える。

2 矢川児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第1木曜日及び第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、市長が指定する日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

第6条中「児童館」を「中央児童館及び西児童館」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 矢川児童館の利用時間は、午前9時30分から午後9時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することができる。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。